

○議事日程（平成二十八年十二月二十一日第二日）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 吉田 太郎

一 番 北 倉 義 博

二 番 岩 永 義 仁

三 番 長 澤 龍 夫

四 番 大 橋 三 男

五 番 三 田 正 敏

六 番 吉 田 太 郎

七 番 早 崎 百 合 子

八 番 野 村 永 一

九 番 田 中 敏 弘

十 番 松 永 民 夫

十一 番 林 輝 見

十二 番 青 山 貞 一

十三 番 水 谷 久 美 子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

副 町 長 長谷川 悟

教 育 長	並 河 清 次
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	田 中 信 行
総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	川 地 憲 元
総 務 部 税 務 課 長	渡 邊 章 博
住 民 福 祉 部 長	野 村 博 治
住 民 福 祉 部 長	高 木 勉
住 民 福 祉 部 長	高 橋 正 人
住 民 福 祉 部 長	松 岡 弘 泰
住 民 福 祉 部 長	田 中 一 也
住 民 福 祉 部 長	佐 藤 嘉 但
住 民 福 祉 部 長	高 木 伸 一
住 民 福 祉 部 長	伊 藤 幸 広
住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 長	前 田 勝 治
住 民 福 祉 部 長	桐 山 一 則
住 民 福 祉 部 長	田 中 隆

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤 昌子
教育委員会 生涯学習課長	久保寺 利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西脇 正信
消 防 長	川添 公男
消防総務課長	近藤 清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西脇 和信
議 会 事 務 局 書 記	國枝 利法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(吉田太郎君) 平成二十八年第四回養老町議会定例会を再開に当たり、議員並びに執行部の各位には何かと御多用のところ、御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いいたします。前段を僕が読みますので、後段を皆さん一緒に御唱和をよろしくお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、大橋町長より検査入院のため、本日の二日目と、あす三日目の本会議を欠席との報告を受けております。よって、町長のかわりに長谷川副町長が答弁等を行います。

ただいまから平成二十八年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によつて、十番 松永民夫君、十一番 林輝見君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありましたので、順次発言を許します。最初に、九番 田中敏弘君。

なお、田中君より参考の資料として新聞コピーの配付の申し出があり、許可いたしましたので、これより事務局より配付いたします。

〔資料配付〕

○九番(田中敏弘君) それでは、議長の発言の許可を得ましたので、通告にいたがいまして、二点について質問をいたします。

まず第一点目としては、食育の推進についてであります。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

ことを目的として、平成十七年六月に制定された食育基本法、その後、この法律に基づき食育推進基本計画（平成十八年度から平成二十二年度まで）及び第二次食育推進基本計画（平成二十三年度から平成二十七年まで）を作成し、国は十年にわたり都道府県、市町村、関係機関団体等、多様な関係者とともに食育を推進してきました。

その結果、食育に関心を持っている国民の割合や、朝食または夕食を家族と一緒に食べる共食の回数、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合、農林漁業体験を経験した国民の割合、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合、推進計画を作成、実施している市町村の割合が増加するとともに、家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展してきているところであります。

しかしながら、特に若い世代では、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識がないとする人も多く、また他の世代と比べて朝食欠食の割合が高く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないなど、健康や栄養に関する実践状況に課題が見受けられます。

また、近年、家族や生活の状況が変化する中で、高齢者を初めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子供に対する支援が重要な課題になっています。さらに我が国において高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は国の重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取り組みが必要であります。

加えて食料を海外に大きく依存する我が国において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めることは引き続き重要であり、生産から消費に至る食の環境を意識し、食品ロスの削減等、

環境にも配慮する必要があると思います。

また、食を取り巻く社会環境が変化する中であっても、我が国の大切な食文化が失われることがないように、食文化の継承も重要な課題であると思います。

今後の食育の推進に当たっては、食をめぐるこれらの課題を踏まえ、さまざまな関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携、共同し、その実効性を高めつつ、国民がみずから食育推進のための活動を実践することに取り組むとともに、国民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していく必要があります。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成二十八年度から平成三十二年度までの五年間を期間とする新たな第三次食育推進基本計画を作成するようにと、平成二十八年三月十八日付、各都道府県知事宛てに厚生労働省から通達されたところであります。具体的には、今後、五年間に取り組むべき重点課題を五点定めています。

一点目としては、若い世代を中心とした食育の推進。

二点目、多様な暮らしに対応した食育の推進。

三点目、健康寿命の延伸につながる食育の推進。

四点目、食の循環や環境を意識した食育の推進。

五点目、食文化の継承に向けた食育の推進。

また、この重点課題に取り組むに当たっては、一つとして、子供から高齢者まで生涯を通じた取り組みを推進する。もう一つとして、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・共同しながら、食育の取り組みを推進と、この二つの視点に十分留意する必要があります。

あるとしています。

我が養老町では、平成十七年に全ての人が健康で生き生きと暮らせる町を目指して健康増進計画、いわゆる健康ようろう二十一を策定し、さらに平成二十四年三月に健康ようろう二十一の見直しを行い、健康増進に新たに食育の推進を加え、計画期間を平成二十四年度から二十八年度とする第二次健康ようろう二十一、養老町健康増進計画、養老町食育推進計画を策定し、推進してきたところであります。

第三次食育推進基本計画では、学校における食育の推進、学校給食の充実策について、近年偏った栄養摂取、朝食の欠食など生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域を理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要であると考えます。

文科省では、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であり、栄養教諭制度の円滑な実施を初めとした食に関する指導の充実に取り組み、また学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物や国産食材の活用、いわゆる地産地消であります。それから米飯給食の充実を求めています。

これを踏まえ、次の点について質問をいたします。

一点目、平成二十四年三月に策定された養老町健康増進計画及び養老町食育推進計画の第七章、児童・生徒に対して重点施策として四つのうちの一番目、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進で朝食を毎日食べよう、毎食、主食、主菜、副菜をそろえて食べよう、いわゆる生活習慣や健康観を身につける時期であり、生活リ

ズムのあるよりよい生活習慣を身につけるためであります。

それから三番目にあります子供の食育の推進。(一)として、園や学校における食育の推進(学校給食の充実)、それから(二)として、家庭における食育の推進。それから四番目に掲げております地域における食育の推進。(一)として、地産地消の推進、(二)食育の推進のネットワークづくり。(三)子供の食育推進への協力を掲げて、種々のテーマについて取り組みを推進されてきましたが、現状における評価、課題はどうか。また、課題解決に向けた対応策はどう取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

二点目として、食育ロス削減の問題であります。

日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の三割に当たる約二千八百万トン、このうち売れ残りや期限の超えた食品、食べ残しなど、本来、食べられたはずのいわゆる食品ロスは、約六百四十二万トンとされています。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成二十六年年度)で、年間約三百二十万トンを大きく上回る量であります。また、日本人一人当たりには換算すると、茶わん一杯分、約百三十六グラムの食べ物が毎日捨てられている計算となります。

日本の食料自給率は、現在三九%で大半を輸入に頼っています。その一方で、食べられる食料を大量に捨てているという現実があり、大変もったいないことだと思っております。

食品ロスを減らすために、食べ物をもっと無駄なく大切に消費していく必要があると思います。食品ロスは食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、食べることに関するさまざまな場所で発生しています。家庭においても、食品ロス全体の約半数に当たる年間約三百二十万トンが発生しておるようでございます。食

材別に見ますと、最も多いのは野菜、次いで調理加工品、果実類、魚介類の順になっております。

ここで、先ほど皆さんに資料をお配りした福井県の「食べきり運動」のお話を少しさせていただきます。

家庭や飲食店から出る食品ごみを減らそうと福井県の西川知事の発案で取り組んできました。福井県が県内業者に呼びかけ、具体的には、飲食店には適量のメニュー設定や持ち帰りパックの提供、また食品小売店にははかり売り、閉店間際の割引販売などがあります。これに応じた飲食店は福井県内で千六十五店、小売店百六十一店ありまして、この取り組みは十年になり、福井県内の食品ロスは、平成二十五年度では、平成二十一年度に比べ二二%少ない一万三千七百四十一トンになり、大きな成果を上げていると中日新聞が平成二十八年十月三十一日付の朝刊で報じていました。

特に年末年始に推奨するのは、宴会五力条でございます。

その一として、出席者の性別や年齢などを店に伝え、適量注文に心がけましょう。

その二として、酒宴の席では開始三十分、終了十分など、席を立たずにしつかり食べる時間をつくりましょう。

その三、料理がたくさん残っているテーブルから少ないテーブルへ料理を分けましょう。

その四、幹事さんや司会者の方は、宴会中に食べ残しのないように声かけをしましょう。

その五、食中毒の危険のない料理を持ち帰り用として折り詰め注文するなど、食べ残しがない注文の工夫をしましょうと、このように五力条でうたっております。執行部各位、議員各位にも、年末年始には外食や宴会の機会も数多くあるかと思いますが、

ぜひ実行していただきたいと思います。

そういったことで、国としては、食品ロス削減は重点課題として位置づけしていますが、町としての取り組み実績をお尋ねいたします。

それから三点目として、国の課題に上げております食文化の継承に向けた食育の推進とありますが、取り組み実績や今後の展望をお示しいただきたくお尋ねいたします。

以上三点について、最初の質問といたします。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 田中議員への答弁の前に一言申し上げさせていただきます。

先ほど議長からお話のありましたとおり、現在、大橋町長が入院中のため、本日とあすの本会議を欠席させていただくことになりました。

大橋町長からは、大切な定例会に出席できず、議員の皆様はもとより、町民の皆様には御迷惑をおかけしまことに申しわけない。私の不徳のいたすところである。今は医師の指示に従って対応している中で、御理解いただきたいと言っておりますので、お伝えさせていただきます。

さて、田中議員の食育の推進について、まず概括的なお話をさせていただきます。

本町におきましては、平成二十四年三月に健康で生き生きと暮らせる明るいまちを目標に、健康増進法第八条に基づく養老町健康増進計画及び食育基本法第十八条に基づく養老町食育推進計画を一体的に策定し、食にかかわる課の担当がそれぞれ保有する食育の情報共有し、町一体となった食育を推進するため、庁舎内の食育担当者連携会議を定期的に開催して評価を行い、計画の

推進に努めているところでございます。

後ほど幼稚園、学校の食育につきましては、教育長から回答がありますので、私のほうからは食品ロスについて御回答いたします。

議員御質問の食品ロスとは、賞味期限切れの食品や、飲食店や家庭からごみとして排出される本来食べられるはずの食品が、食品廃棄物となってしまうことでございます。

平成二十八年九月に環境省より示されたごみ処理基本計画指針でも、市町村に食品ロス、食品廃棄物の排出抑制に努めるよう求めています。食品廃棄物を減らすことは、循環型社会形成の中でごみ減量化に直結するものであります。

町としましては、現在、ごみ減量化推進協議会を開催して意見を伺い、策定を進めております第二次一般廃棄物ごみ処理基本計画でも、食品ロスの削減を取り組みの一つと取り上げて掲載するように予定しているところでございます。

今後は、住民、事業者、行政の協働によって、具体的にどうすれば食品廃棄物を含めたごみ減量化が果たせるかの基本計画をもとに検証してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 田中議員の質問に答えさせていただきます。

田中議員御指摘のとおり、若者や国民の食生活については、朝食を抜いたり、偏った食事をしたりする若者の増加が報道されております。子供たちにおきまして、生活が不規則であり、早寝、早起き、朝御飯といった基本的な生活習慣が身についておらず、朝食を抜いている子供がおります。大変そのことを心配しております。

食は体を維持するだけでなく、脳への栄養補給源でもあり、学力との相関関係が認められております。さらには、食事を与えないことはネグレクトといった児童虐待であり、子供の人權にもかかわる重大問題であると捉えております。

さて、養老町の教育では、幾つか他市町村に誇れるものがあります。その一つが、食育です。

今は、県内でも少なくなった単独校給食を実施しており、地場産物を使用し、温かくておいしい給食を子供たちに提供しております。子供たちにとっては、調理員さんからの生の声を聞くことや働いておられる姿を見ることができ、調理員さん方も子供たちの反応をその場で見聞きすることができる環境の中にあり、食について学ぶ機会は、他校に比べ、大変恵まれていると考えております。

また、子供たちに食事をつくってくださる人への感謝の気持ちを育成し、働く喜びを体感すること。さらには、保護者の方々にも食に関心を持っていただくことを目的に、「おにぎり・お弁当の日」を実施しております。

八年前から町内でも実施を始めた学校、園があり、今年度からは、町内の全ての幼稚園、小・中学校で、学期に一度、年間三回以上「おにぎり・お弁当の日」を実施しております。

「おにぎり・お弁当の日」というのは、親がお弁当をつくって子供に持たせるということではなくて、子供が自分で、または保護者と一緒につくるという取り組みです。

さて、質問がありました「早寝早起き朝ごはん」運動の推進と、毎食、主食、主菜、副菜をそろえて食べようにつきましては、「早寝早起き朝ごはん」運動については、十年ほど前から取り組んできており、開始当初と比べ、欠食者は減少していると聞いて

おります。しかしながら、主食、主菜、副食をきちんととった食事の内容面については、いまだ十分には改善されておりません。

これまで行ってきた食生活アンケート調査の結果、起きる時刻と朝食内容、朝食を食べる相手と朝食内容、朝食内容と排便習慣との相関関係が認められております。

生活リズムの改善を行い、朝早く起きることや、孤食ではなく家族がそろって食べることを推進していくことで、食生活の改善を図っているところです。

次に、子供の食育の推進の一番目、園や学校における子供の食育の推進についてですが、食に関する指導年間計画というものがありまして、これですけれども、これに基づいて、栄養教諭や担任を中心としながら、幼稚園、小・中学校で全園、全校体制で工夫して食育を推進しております。

保育園や幼稚園では、野菜の収穫体験や調理体験を通して食育を行っております。また、管理栄養士による指導や栄養教諭も含めてですが、「早寝早起き朝ごはん」を毎日確認して、規則正しい生活を身につける取り組みを行っております。

小学校においては、「早寝早起き朝ごはん」取り組みカードを使用し、朝食の欠食者の減少を推進しております。お弁当づくりや給食、保健だよりを通じて食や健康への関心を高めております。中学校では、健康状態を知り、生活を振り返るための健康ファイル、生活を見詰めるカードを使用しております。食生活の面では、お弁当の日を設け食への関心を高めるとともに、日ごろ食事をつくってくれる人への感謝の気持ちを育んでおります。

二番目の家庭における食育の推進につきましては、毎月の給食献立表というので、——これは十月号なんです——保護者

への啓発を行っております。

献立表には、使用食材名や一人当たりの使用量が記されており、家庭でもつくることができるよう配慮されております。また、食材の産地の説明もあり、全てはありませんけれども、盛りつけ表には、毎日の盛りつけが記されており、バランスのよい食事とはどういうものがわかりやすく絵で示されております。

十月号のここですけれども、目によい食べ物についての説明、それからここに和食をつくってみようなどの記事も掲載されており、保護者への啓発を行っております。

栄養教諭部会では、食育だより、こういうものですが、食育だよりを年三回発行しており、朝食の必要性や食事内容についてなど、わかりやすく説明しております。

次に、地域における食育の推進に関します学校が関係する取り組みについて話させていただきます。

まず、地産地消の推進については、年二回発行しております教育委員会広報紙「触れ合い」十二月号、皆さん見ていただけたんではないかと思いますが、この十二月号に特集で「郷土愛を育む学校給食」と題して掲載しました。詳細は、これをまたごらんください。

一部内容を紹介させていただきますと、平成二十三年度からJ A西美濃の協力を得て、地域の生産者の方々が栽培された野菜や果物を使った給食を提供しております。

それぞれの園、学校で行っている給食試食会では、保護者の皆さんに地場産物のよさを伝え、家庭でも地場産物を使ってもらうように話しております。郷土愛にもつながっているものと考えております。

今後、一層地産地消を推進していけるよう、工夫改善を図って

いきたいと考えております。

次に、食育推進のネットワークづくりについては、各校にPTA役員と学校とで組織された給食運営委員会というのがあり、納入業者との懇談会を毎年実施しております。

生産者の方を学校にお招きし、教科や学級活動に参加していただき、直接お話を聞く機会を設けています。提供していただいた野菜を使った給食を子供たちと一緒に食べていただいております。生産者の方と一緒に食べることで、苦手な野菜であっても食べるようになったという報告も聞いております。

最後に、子供の食育推進への協力については、各園、学校では、祖父母や保護者、地域のボランティアの方々の協力を得て、野菜の栽培、収穫、調理などの食農体験を行っております。

ある学校では、委員会の児童が収穫体験を行っております。学校近くの生産者のタマネギ畑で生産者と一緒に収穫体験をし、体験した内容を他の児童に広めております。また、収穫したタマネギは、カレーライスなどにして全校でいただいております。このような活動を通じて地域の方々の協力を得ながら、地域の方々にも食に関心を持っていただいております。今後、一層連携を深め、活動を広げていききたいと考えております。

最後、三点目、食文化の継承に向けた食育の推進の取り組みや実績、今後の展望というふうな質問があったわけですが、その食文化である和食の取り組みについて、説明させて回答にかえたいと思います。

給食には、御飯の日を週三回以上設けております。これが先ほどお見せしました十月の献立表ですが、週三回以上和食の日、御飯の日があります。和食を大切にしたいメニューを提供しています。御飯の日の中に特別に和食の日というのがこのピンクで塗った

ところですが、十月は二十回給食があったわけですが、そのうちの八回を和食の日として、和食の手本となる献立を提供し、和食のおいしさ、魅力、すばらしさを伝えていくよう努めております。また、給食の時間の放送や給食だよりを活用し、和食を紹介し、和食のよさを伝え、興味を持ち、進んで食べるように取り組んでおります。

調理員研修会でも地元の和食料理店の店長をお呼びし、和食の料理実習を行い、和食の基本的な調理技術の研修に努めております。日本人の伝統的な和食文化を子供たちが受け継いでいけるよう、これからも努めてまいりたいと考えております。

以上、終わらせていただきます。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、答弁いただきましたが、学校における食育の推進ということで、かなり濃密な対応をしてみえるなあとというようなことを感じましたが、学校給食の充実として、過去の計画により数字目標が達成していないため、再度目標を国のほうでは設定いたしております。

地場産物を使用する割合は、数値ですが、現状値が二六・九％を三〇％以上にするように、国産食材を使用する割合を、現状値が七七・三％を八〇％以上と、また朝食を欠食する国民の割合は、子供の場合は、現状値一・五％あるそうですが、これをゼロ％にすると。それから二十歳から三十歳代の男女、これが朝食を欠食する数値としては、三二・一％を一五％以下にすると、このように目標の数字設定をしておりますが、町として具体的な数値を定めるべきと思いますが、所見を伺います。

また、当町の小・中学校の給食の食べ残しの状況もあわせて伺

いたいと思います。

それから、食文化の継承に向けた食育の推進の関係ですが、学校における取り組みは具体的に説明を受けましたので、一般社会的な町民に対してのPRというか、これが不足しているのではないかと、このように思っております。具体的に食育月間、食育の日を設定して実施したらいいかと。具体的には毎年六月を食育月間と定め、また毎月十九日を食育の日と定め、家族そろって食卓を囲むと。

現在、毎年六月十九日には、大型店舗において啓発活動を実施していただいておりますが、さらに充実させていく必要があると考えます。また、毎年十一月二十四日を和食の日にちなんだ行動をする。

平成二十五年十二月に日本人の伝統的な食文化として和食がユネスコ無形文化遺産に登録されました。そういったことで毎年十一月を和食月間と定めるといふようなことで、この和食の魅力、すばらしさを伝えていく等、取り組んでいく必要があると思います。すが、所見、お考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 町としての目標を定めること、それから当町の小・中学校の給食の食べ残しの状況という質問がございましたので、その点についてお答えさせていただきます。和食に関しては、先ほど答弁しましたので、割愛させていただきます。

まず一点目の地場産物を使用する割合については、二五％から二六％程度使用しております。国が示すように三〇％以上となるよう、さらに対応を進めていきたいと考えております。

次に、国産食材を使用する割合については、ほぼ全てを国産食材で賄っておりますが、震災の影響とか気象、災害などの影響に

よって手に入らないものも一部あると聞いております。可能な限りこれからも国産食材を使用し、子供たちに安全で安心して食べることが出来る食材が提供していくように努めてまいりたいと思っております。

次に、朝食を欠食する子供の割合については、欠食というのは非常に難しいので、毎日ほとんど食べない子供という形でお答えさせてもらうと、約一％おりますが、やはりこれにつきましてもゼロ％になるよう、これからも引き続き取り組みを強化してまいりたいと考えております。

最後に、給食の食べ残しについては、全量の一ないし二％であるということ、ほとんど食べ残しはありません。しかし、このことに関しまして、やはりゼロになるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、最後の質問に入ります。

先月二十八日に第二回ごみ減量化推進協議会が開催されました。先ほど副町長がちよつと触れられましたが、協議事項はごみ処理基本計画、また分別回収の変更に伴う周知・啓発等でありましたが、この委員会のメンバーの中に教育関係者の一部、いわゆる幼稚園とか保育園、保育園でも公立、私立を含めてですが、このメンバーとか、食品事業者、関係者の大規模店舗が入っておりますが、委員に加えてはどうかと思えますし、それから条例第三条一項に、町長はごみ減量推進委員を委嘱するとあり、また二項には、推進委員は一般廃棄物の減量のため町の施策への協力とその活動を行うとありますが、具体的に何名ほど委嘱され、どのような活動をされていくのか。

南濃清掃センターへの過去五年の養老町の搬入実績を見ても、目に見えた減量の効果が出ていないと、このように私は評価しておりますが、この協議会推進委員にごみ減量の観点から、食品ロス削減の運動も強力的に進めていただきたいと思います。所見を伺います。

○議長（吉田太郎君） 田中生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（田中一也君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ごみ減量化推進協議会の委員構成につきましては、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第二条第四項の規定により町長が委嘱するとされております。

今回、町議会議員、町内各種団体代表者、識見を有する方、町内事業者、そして公募による一般住民の中から二十名の方に二年の任期で委嘱をしたところでございます。その中でも、町中学校長会会長、食生活改善推進協議の会長にも委嘱をいたしまして、先般の本協議会にも御出席をいただき、ごみ減量化、再利用の推進の方策について協議をいただいたところでございます。

また、食品廃棄物に目を向けますと、食品ロスのほぼ半分の発生源は事業者からの廃棄だというふうにされております。養老町におきましても、例えば食品廃棄物を排出する食品関係事業者とか、必要に応じてそのほかにも関係各団体から広く意見をいただき、ごみ減量化、再利用の推進の方策について、御協議いただくことを考えてまいりたいというふうに思っております。

また、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第三条第一項の規定により、町長が委嘱する養老町ごみ減量化推進員でございますが、各地区の区長さんを中心に委嘱をさせていただいておりますが、現在、推進員さんの更新はされておりません。

したがいまして、ごみ減量化に特化した活動はなく、地域の区長さんを主とした各自治会にごみ減量化について御協力をいただいているところでございます。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） せっかくそういう委員会を立ち上げていただいたので、ぜひ強力的に進めていただきたいと、このように要望しておきます。

次の二点目の質問に移りたいと思います。

公契約条例制定についてであります。

公契約とは、国や自治体が公共工事や委託事業を民間事業者に発注することであり、現行の地方自治法では、自治体が物品やサービス、請負などの契約をする際には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの方法が定められています。

現在、国や地方自治体から地域公共サービスの外部委託や民間への公共工事、委託事業等が増大しています。しかし、深刻な財政難を理由に公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、低価格、低単価の契約、発注が増大傾向であり、このことが契約発注価格を大幅に引き下げ、その結果として受注先企業の経営悪化、雇用の悪化、労働者の賃金、労働条件の著しい低下、そして公共サービスの質の確保と厚生労働基準の保障が失われていることにつながっていると思われます。

経営地盤の弱い地元企業や事業体も契約を優先するが余り、一方的な価格の引き下げを受任せざるを得ない状況に置かれているのではないかと危惧しています。

高度経済成長期から四十年以上経過し、インフラ事業の総点検が必要となっており、今後、公共事業量が増大すると予想されま

すが、小規模建設事業者においては、熟練工の高齢化や若者の就労が進まないことが課題となっています。

町が発注する契約業務等に従事する労働者の賃金や労働条件を確保し、労働者の生活の安定と地域経済の活性化を図るためにも、若者が地元に着して活気あるまちづくりを進めるためにも、条例を制定する必要があると思いますが、次の点についてお尋ねいたします。

一点目、本町においては、養老町契約規則、養老町指名入札委員会、養老町の指名競争入札参加者選考要綱、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等にとり契約を実施している状況ですが、本町におけるこれまでの過去五年間の入札制度の改革の取り組みについてお尋ねいたします。

二点目としては、地方自治体においては、一九九九年二月の自治法施行令の改正によって総合評価方式が可能になっています。したがって地方自治体は、この総合評価方式の積極的な導入によって、地域において種々の社会的・国際的標準を企業に対して指導する法的義務を負う者としての責任を明確に果たすことができる。すなわち、総合評価の基準の設定に当たって、労働基準法の遵守の程度や障害者雇用率の達成度、地域最低賃金の遵守など、厚生労働の基準、ファミリー・フレンドリーな企業など、男女共同参画社会への貢献に関する基準、持続可能な成長社会への貢献と地球環境への配慮という基準などを示すことによって、企業の社会的責任を果たそうとする企業を支援することが望まれると思います。

低入札価格調査制度については、本年六月の定例会で議案第四十九号 広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結についてで、一者、失格判断基準を下回る入札のため無効となり、この件

で質疑の回答でありましたように、平成二十七年四月一日から予定価格が一千万円以上の工事について導入されてきましたが、調査基準価格については、予定価格を公表していないため、業者のほうで正確に価格を見積もるといのは難しいのではないかと、このように田中総務部長が答えておられますが、この点について改正の余地があるのではないかと。また、対象事業を業務委託まで拡大していくことが必要ではないかと、あわせてお尋ねいたします。

三点目として、岐阜県が平成二十七年四月一日、大垣市が平成二十八年四月一日に公契約条例を施行しておりますが、当町としての公契約条例制定に対する考え方、見解をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 三点御質問をいただきました。

まず一点目の、これまでの入札制度改革の取り組みについてということで御答弁申し上げます。

過去五年間の入札制度改革の取り組みでございますが、平成二十四年度より随意契約を除く百万円以上の建設工事、建設関係コンサル委託業務を総務課にてとり行い、公共工事の一元化に努めてまいりました。

また、平成二十五年度からは、同工事及び委託業務の全てについて電子入札システムを利用した入札へ移行し、指名業者の所在する地域を問わず、本町の入札に参加いただけるよう公平性の確保に努めてまいりました。

さらには平成二十七年からは、養老町低入札価格調査制度実施要領を制定し、同要領に基づき一千万円以上の建設工事に関し、低入札価格調査制度、いわゆる失格判断価格を設定いたしました。公共工事の品質の確保に取り組んでまいったところでございます。その他、見積内訳書の提出の義務づけをしたり、前払い金支払

いに係る制限価格の撤廃等を行ってまいってきたところでございます。

二点目の低入札価格調査基準価格について、どう対応していくのかというようなことでございますが、調査基準価格につきましては、予定価格を公表していないことで業者が正確に見積もるのは困難ではとの御質問についてでございますが、本町では、調査基準価格算定の際に国のモデルに基づき積算を行っており、業者にも適切な価格での算定をお願いしたいと考えております。

また、対象となる工事の発注の際には算定表も送付しております。したがって、現状では、改正の必要はないのではないかと考えております。

また、対象事業を業務委託にまで拡大してはどうかとの御質問についてですが、業務委託はその委託範囲が多岐にわたり、委託にかかる経費も、その業者の規模、業種、委託内容によって入札金額にも大きく乖離が見られるため、現状では拡大していくことは難しいものと考えております。

三点目の公契約条例を制定してはどうか、その考え方はということでございますが、公契約条例については、公平性、競争性等を確保するため、町及び事業者の責務を規定し、適正な労働条件の確保、地域経済の健全な発展に資することを目的としております。

公契約条例の制定効果といたしましては、地元業者の積極的な活用やダンピングを防止し、もって雇用機会の拡大を期待できるものであります。一方で価格競争以外による競争入札制度を行っていくことにもなります。公契約条例に基づく競争入札制度では、入札価格以外のさまざまな指標を用いて落札業者の決定を行うため、公共工事にかかるコストが膨らむというデメリットもある

ります。

また、直接的なコストのみならず、手続に係る事務的なコストも上昇することが懸念されます。その上、価格以外に判断基準の指標を設けることは、町のみならず地元企業にとっても大きな負担をかけることになり、本町の建設業の現状を考えますと非常に難しい部分もあるかと思えます。

最低賃金法による地域別最低賃金や、低入札価格制度による制限などで公契約の推進を図ってまいりたいと考えており、条例制定についても、今後の全国的な広がりを参考にしながら、その是非を検討してまいりたいと考えております。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 一番私が懸念しておるのは、一般的に今言われておる官製ワーキングプアといいますが、公共事業の仕事をすることによって事業者が経営が苦しくなるというようなことで、それが一番心配しておるところでございますが、これは相対する双方がございまして、なかなかこれでという正解は難しいかと思っておりますが、この条例制定だけでなく、要綱によって行政指導も行っておるような市町もあるようでございますが、その辺を最終的に質問して終わりたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、自席で答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 再質問にお答えいたします。

要綱によって行政指導をしてはどうかというようにお話であったかと思えます。

条例が町民の権利義務を定めるものであることに対して、要綱というものは地方自治体の基本的な、または重要な内部事務の取り扱いとして定めるというものでございまして、双方に基づいて

町として事務を行うという点では、何ら変わりがないと思います。

先ほども申し上げましたとおり、地元企業の育成やコスト的な部分も考えますと、現段階では要綱を制定し、行政指導を行っていくことは考えておりませんが、今後の全国的な広がりも参考にしながら、その是非を検討してまいりたいと考えております。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 以上で終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩とします。

再開は十時四十分よりいたします。

（午前十時二十五分 休憩）

（午前十時三十八分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づいて二点質問をいたします。

まず一点目でございます。

清華苑の運営についてを質問いたします。

五年ほど前に一千百万円を超える清華苑の横領事件が発生いたしました。今では町民の方も終了したかのように、また忘れ去っております。

養老町が警察に告訴をし、警察が起訴をしましたが、昨年の六月二十六日に不起訴処分が決定をいたしました。私はこの処分に全く納得がいきません。町民の皆さんも同じ思いだと思っております。

ます。

不起訴とは、検察官が公訴を提起しないことで、一つ、被疑者死亡、公訴時効成立等により訴訟条件を欠く場合、二点目、被疑事実が犯罪の成立要件を満たさない場合、罪とならず、三点目、被疑者が人違いである場合など、犯罪の嫌疑証拠が不十分な場合、嫌疑なし、被疑事実について犯罪成立を認定すべき証拠が不十分な場合、嫌疑不十分、五、証拠が十分でも犯人の性格、年齢、境遇や犯罪の軽重・情状などを考慮して訴追を必要としないという判断をした場合、起訴猶予とのことです。不起訴になった場合には、刑事手続は終了し、被疑者に前科はつかないとのことです。

養老町においては、百万ほどの横領の事実、警察の裏づけも判明して、裁判所も認め、本人も認め、供託もされ、養老町に収納されております。本当に理解できません。

町は、今までに町民や議会に対し、不起訴の理由を説明しておりません。裁判所が教えてくれなかったということです。不起訴の理由がわからないときは、聞けば教えてくれるとのことです。刑事訴訟法第二百六十一条です。検察官は控訴、告発、または請求のあった事件について、控訴しない処分をした場合において、告訴人、告発人、または請求人の求めがあるときは、速やかに請求人に不起訴裁定処分及びその理由を告げなければならない義務があるということです。ちなみにその書面の様式もあります。不起訴処分理由告知書といえます。

養老町は裁判所に対し請求をしていないということです。養老町もこれを提起していただいて、町民の皆さん、また議会に対し説明責任を果たしていただきたい。また、不起訴処分に対し、再審査請求の養老町の考えをお尋ねいたします。

昨年の十一月に民事訴訟を起こし、現在、裁判中ですが、一年

以上を経過しておりますが、遅々として進展していないのが現状であります。民事裁判は双方の話し合いですので、裁判所から和解案が出てくるものと推察いたしますが、養老町の断固たる考えをお尋ねいたします。

この件につきましては、特に副町長が書類の作成や裁判に対応しておられますので、副町長の考えもあわせてお尋ねをいたします。

さて、この横領事件が発生した平成二十三年度を境として、清華苑の経営状況が悪化しております。この年には千五百万円ほどの減額補正もしております。町の説明では、民間の業者の参入のためとのことでしたが、原因は一千百万円を超える横領でありました。このころから葬儀の方法も変化し、家族葬もふえ、告別式場の利用も減少してきております。利用などの対策はどのように考えておられるのか。この件について、次の三点を質問いたします。

一つ、人件費及び委託管理料の見直しはどのように考えているか。

二、建築から東館においては二十年以上経過し、告別式場も老朽化しておりますが、改修の考えについてをお尋ねいたします。

三点目、他の市町と比較すると養老町は使用料金が非常に高い設定がされております。これに対しての養老町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 清華苑の裁判関係についてお答えをさせていただきます。

まず、これまでの経過について回答をさせていただきます。

皆様、既に御承知のとおり、清華苑の元嘱託職員による公金着

服事件につきましては、二十五年一月に事件発覚後、同年三月に養老警察署に刑事告訴しましたが、残念ながら平成二十七年六月に不起訴処分ということになりました。

またこの間、平成二十六年七月には、元嘱託職員へ損害金の請求を行っておりますが、これに対して、相手方より同年八月に民事調停の申し立てが行われ、六回に及ぶ調停の結果、不成立となっております。

当町では、調停が不成立となったことから損害賠償請求の民事訴訟について、平成二十七年十一月に岐阜地方裁判所大垣支部へ訴状を提出いたしました。

現在、民事裁判による係争中でございますので、詳細についての説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、この裁判を肅々と進めていく中で、町としての考え方をしっかりと主張していきたいと考えております。

なお、刑事告訴の不起訴処分となった理由については、ただいま御指摘をいただきましたので、これは裁判所ではなく検察庁のほうへ問い合わせをさせていただくとともに、この結果を踏まえまして、民事裁判の相手方の主張を考慮しながら町長と協議申し上げて、今後の対応について総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、私の考えということでお話ございました。供託金を相手方が積んだということについてでございますが、その供託理由を見ますと、本人もやったということを理由つけて供託されておりますので、犯罪を本人が認めていると私は考えているところでございます。

清華苑の運営について、三点いただきました。

まず委託管理料及び人件費の見直しということでございます。

その前にまず清華苑の全体像について御説明をさせていただきたいと思います。

清華苑の収支でございますが、斎苑維持管理費の収支そのものは、議員の御指摘のとおり歳入を上回っておるような現状になってきております。

歳入につきましては、火葬、告別式場、霊安室使用料等々で賄っておりまして、そこに一般財源を繰り入れておるという状況でございます。

一方で歳出ですが、大きく分けて二つございまして、一つは、東館と西館の告別式場の維持管理、もう一つは、火葬施設の維持管理でございます。

火葬業務は町が火葬料を徴収して運営しているものであり、当然ながら競合する施設団体はございません。これを踏まえまして収支を見えますと、西館・東館の式場部分の維持管理費は斎場使用料で賄える収支となっております。一方で、火葬棟部分の維持管理につきましては、へい獣を含む火葬料や、霊安室使用料等の収入に対しての支出が大きく上回っております。

次に、式場の運営ですが、近年の葬儀の傾向として、これまでどおり葬儀案内をして、故人とのゆかりのあった大勢の会葬者に会葬していただくものでございます。

もう一つは、いわゆる家族葬といわれる近親者だけで行う葬儀がございます。本町におきましても、家族葬に対応した民間葬儀場が複数開業されており、その利用が年々増加傾向にあります。

一方で、従来の葬儀のスタイルで行う方も決して少なくありません。民間と競合するのではなく、大切な家族をお送りする場所として、利用者の要望に添えるような工夫をした施設運営、例えば家族葬専用とまではいかないまでも、家族葬に配慮した施設利

用体系、また開苑から二十年以上経過した式場設備等の利用料金も含め、いわば施設全体の中で、より利用しやすい施設になるよう努力してまいりたいと思います。

委託管理料及び人件費見直しの件でございますが、開苑当初から、火葬、御遺体搬送、火葬炉等の維持管理業務の特殊業務を外部に委託しておりますが、企業努力によって、平成二十六年年度より人件費を含めて約一二％以上の削減をお願いしており、現在も据え置きとなっております。事務員につきましても、公金を一切扱わない業務とし、町の臨時職員の身分での給与扱いとしており、今後も経費削減に努めてまいりたいと考えております。

東館の改修を考えてございますが、清華苑は告別式場と火葬棟を併設した東館が平成七年の開苑から二十年以上経過しております。施設の性格からしましても、休館となる期間が長期になるような大規模改修は考えてはならず、利用される方の御迷惑にならないよう友引等の日を利用しながら、必要に応じた改修を計画的に行っていきたいと考えております。

使用料の見直しの点につきましては、他市町と比べて非常に高いのではないかとということでございますが、清華苑自体の状況とか、町全体の使用料を提出するようなあり方の中で検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 裁判については、町民、または議会にしっかりと説明できるような対応をしていただくことをお願いしてきます。

先ほど質問いたしました人件費、委託料に関しては、確かに平成二十六年から委託料が約三百万ほど減っておるということでご

ざいますが、家族葬等が、また民間の事業者が参入してきたという事で、霊柩車の運転の回数も少なくなっているのは事実でございますので、そういうことの数量的なことも考えていただいて、再度委託業者と話し合いをしていただいて、利用率の関係でも検討していただけたらと願っております。

また、近隣市町との料金の関係でございますが、私が調べましたところ非常に高い。養老町東全館、斎場に掲載しております金額です。二十七万六千二百三十円、半館、十九万二千九百二十円、西館二十二万九千九百七十円、これは祭壇も含め式場利用、控室も含め、それから火葬料も含めての単価でございます。

ちなみに近隣市町、ちよつと言わせていただきます。

揖斐、式場の利用料七万二千元、祭壇二万五千元、火葬一万円、十万七千元。海津、百五十席の式場で祭壇を含んで十万円、火葬が一万円、合計十一万円。安八、式場、祭壇を含んで六万円、火葬が八千元。神戸町、式場が三万六千元、祭壇が二万五千元、火葬が一万円、合計七万六千元でございます。これと比較すると三倍近くになっておるところがございます。

私も調べて初めて知ったんですが、これ、養老町の町民の方がこの事実を知った場合、絶対に異論が出てきます。ぜひよその市町村がやっておられるように、そのような方向もぜひ進めていただきたい。

特に海津におきましては、家族葬専用ということで、火葬が一万円、祭壇を含んで利用料三万円、合計四万円で家族葬の部屋があるそうです。養老町もそれに対応するような方法を考えていただいて、町民の方がより安く利用できるような、そういう対応をしていただきたい。

特に祭壇の使用料ですが、ほかと比べて非常に高い。東館が九

万円、半館が七万五千元、西館が八万一千円です。もう祭壇については、二十年近く東館においては使用しておりますので、償却が済んでおると思います。償却の済んでおる祭壇に対して、当初と同じ金額を利用料金に上乘せするのは、これはいかがなものかと私は思いますので、それに対しても再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、一度近隣市町村の状況を見まして、あとそれぞれの価格設定につきましては、地域事情もありますのでし、逆に建設年度の施設全体の建設費の状況も違いますし、また館の使用できるエリアですね。それも一概に比較できませんので、その辺も踏まえた上で、ちよつと検討させていきたいと思っております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） しつかりと対応していただいて、特に民間の参入もあります。二カ所できまして、また次もできるようなところでございますので、このままでは本当に赤字が累積されていくと推測されます。

特に昨年も一千万を超える赤字を出しております。特にことしに関しては、過去最低になると推測されます。特にことしの十月でございますが、火炉の利用が二十四に対し、式場の利用は八件でございます。三分の一です。このままでは本当に清華苑の運営、一千五百万を超える毎年の赤字計上をすると推測されますので、ぜひそれに対応できるようなサービスを向上し、民間と競合したらいいかなと言われましたが、民間に負けないような運営をし

ていただきたいと願ってこの質問を終わります。

次に、二点目の質問、グループホーム二棟目の建設への対応についてを質問いたします。

保護者、親の念願のグループホーム、れんげの家が養老町、また社会福祉協議会の御支援、御協力のもとで昨年の四月に開所いたしました。入所者も大変喜んで生活をしております。また、保護者も安心して生活をされております。

一棟目の希望者は十四名で、四名の方が入所できませんでした。一棟目の入居の生活をほかの保護者が見られ、すばらしい施設ということだけでひ私たちの子供も入れてもらいたい、そういう要望が多数ありました。私たち親の会でも一棟目グループホームの設立準備委員会を設立し活動してまいりまして、一棟目ができるときに、もうこれで我々の役目は終わったかなあというように思いをしておりましたが、十名以上の方の希望があつて、準備委員会も継続し活動してまいりました。

現在、入所希望者は十二名あります。この十二名全員が自己資金二百万円を拠出され、また社会福祉協議会の一般寄附も、一棟目においては九百五十万円を上回る寄附がございましたが、二棟目はそれほどには及びませんが、現在六百万円を超える寄附金が集まっております。

十二月十二日に私も県とのヒアリングに行つてまいりました。特に二棟目の入所を希望されておる方は、重度の障害を持った方が半数近くおられます。事業主体は社会福祉協議会ですが、町としてどのように建設に対して、また運営に対して指導されていくのか、その考えをお尋ねいたします。

また、養老町の社会福祉協議会の活動は、町の委託事業、補助事業が大半であります。社協単独の事業としては、このグループ

ホームが最初の運営でございました。社会福祉協議会の理事は宛て職が大半であります。まだまだ社協の体制、組織は脆弱であります。常務理事の対応なども含め、養老町の支援、指導の体制の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） れんげの家の二棟目ということで御質問がございました。

現在、議員のほうからお話ございましたが、グループホーム二棟目の建設に向け、関係機関に申請しているところであるというふうに向つております。

町といたしましては、町内に障害者が共同で生活するグループホームは、平成二十七年三月に策定しました障害者計画で実施した調査も示すように十分であるとは言いがたく、入所を希望する障害者は相当数あると伺っておりますので、障害をお持ちの方が親亡き後にも、これまで同様に安心・安全に地域で生活することができ、障害のある方もそうでない方も、ともに一人の町民として社会参加していただけるよう支援してまいりたいと考えております。

また、グループホームれんげの家については、養老町社会福祉協議会が事業運営をする事業所でございますので、当町がその運営に関して直接指導するわけにはまいりませんが、今後、現在の入所者も高齢になられ重篤化することがあれば、必要とする支援も増加することになることが明らかであると存じます。

さらに重度の障害者の入所希望があることを考えますと、これまで以上にグループホームの職員一人一人が、重度の障害を持つ方や、複数の障害を持つ方に対する支援方法や、技術的な向上が求められることになるかと思ひますので、これまで以上に県社会

福祉協議会と町社会福祉協議会が連携を密にして、職員の資質向上を図ることができるように指導するとともに、当町としまして、町社会福祉協議会へは、岐阜県が実施する障害者総合支援法研修等への参加を促し、障害に関する各種資料の提供を行うなど、現状で満足するのではなく、よりよい支援体制を構築してまいりたいと考えております。

そして、二点目の常務理事を置いてはどうかというお話がございました。私も宛て職でございますが、社会福祉協議会の理事となっております。

昨年、実は常務理事を置いてはどうかという話もございまして、理事会で議論いたしました。結論が出ないままとなっておりまして。きょうは町長不在でございますが、その当時、町長とお話しさせていただいたときは、社会福祉協議会の組織体制の強化というのは非常に大事であると、常務理事を置くこともやぶさかでないというふうにお話を伺っておりますので、今後、社会福祉協議会の中での理事会での話し合いも踏まえて、町としても必要な支援をとっていただけるのではないかなあと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 特に今回の二棟目に関しては、重度の方が入所を希望されております。それについて、社協の運営はもちろんです。それに対して養老町が積極的に支援、指導していただくことを切に望んでおります。

特に社協の組織については、副町長も副会長というような立場、また議長も副会長という立場で理事会に入っておりますので、ぜひしっかりとの方針をしていただいて、養老町の社協がしっか

りと運営できるような活動をやっていただけるような体制を御指導いただくことを切に要望し、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

高齢ドライバー保護のために地域交通対策の充実をということで質問をしております。

私も高齢ドライバーによる深刻な交通事故が相次ぎ、現在では、全国的な問題になっているところであります。

そこで、全国的な高齢者ドライバーの現状を調査してみますと、七十五歳以上の運転免許保持者は約四百七十八万人であります。六十五歳から七十五歳までの保持者は一千二百三十二万人となっております。実に国民の二割近くが高齢ドライバーに当たるのであります。

また、死亡事故全体の割合を見てみましても、七十五歳以上の高齢ドライバーによる事故の割合は増加傾向の一途をたどり、二〇〇六年には七・四%でありましたものが、二〇一五年には一二・八%まで増加をし、十年で倍増をしているのが現状であります。その原因はいろいろあるわけですが、想定されますのは、運動機能の低下並びに視覚機能の低下、認知症が疑われるのであります。

皆様も御存じのように、三カ月ほど前ですが、小学生の通学の列に八十代後半の男性ドライバーが突っ込み、死亡事故が発生させております。運転者の供述は、二十四時間以上運転して

いて事故の記憶がありませんと証言をしているところがあります。また、車での徘徊事例も出ています。八十代の男性が近くのスパーに行くといつて車で出かけたまま、半日後に隣の県で保護されたというようなケースもあるわけであります。

事例を挙げれば切りがないのでありますが、そこで問題は車を持たなくなった高齢者の生活を地域がどれだけ支えるかであります。

当町では、現在、オンデマンドバスが運行されております。希望の時間がとれない、予約の電話が煩わしいとか、不都合な一面もウナギ上りになっているところであつて、当議会においても、多くの議員の皆さんが問題の指摘されているところであります。

その一端を見てみますと、平成二十五年の三月の議会には、巡回バスとの併用をしようかという質問に対して、利用の多い時間帯は、セミデマンド方式を考えているという答弁をいただいております。

また、二十七年年度の九月議会では、定時発着のげんちゃんバスのような併用はどうかという質問に對しましては、定員八人であり、乗客の積み残しが考えられる。また、車両減少による予約が難しくなるかもわからないという答弁、それとあわせて、早朝時等には経路を設定し、乗車効率を高めた運行を行つておるということであります。いわゆるセミデマンド方式というものであります。

本年に入りまして、六月議会になりましたから質問があります。予約なしでも乗れる方法を、朝夕のみでも定時運行をしようかという質問がありました。

それに対して、利用可能な公共交通の充実が課題であるというお答えの中で、オンデマンドの利用時間の拡大、路線バスの見直

し、多くの住民の方に利用していただけるような方法を考えたいという答弁があつたわけでございます。

私はこのような状況に鑑みまして、次のような提案をしたいと思うのであります。

まず六台のオンデマンドバスのうち、三台は現行のとおりオンデマンドで運行をする。残りの三台を時間八時から十六時まで、毎時定時発着、巡回ですけれども、一時間に一回、同じ時間で運行するという方法であります。

お隣の垂井町が昨年の四月からですが、バス四台を使いまして毎時定時発着です。同じ停留所を毎時十分なら十分、三十分なら三十分と、一時間に同じ時間で通行するということで、一日八回運行をしております。料金は二百円でやっておるわけでございますが、このような方法を三台で導入をしようかということであります。

それとあわせて、先ほどオンデマンドバスの運行状況において、議員各位に状況報告といいますか、報告があつたわけですが、その中で、予約成立率という報告がありました。お客さんが電話をかけて、どれぐらい電話予約に応えられるかという報告がございます。

年間を通して平均してみますと、八〇%から八十ちよつとの数字が予約成立という数字をいただいておりますが、特に十二月におきましては、六六・五%しか予約が成立しないという現実があるわけであります。少なくとも、平均しますと、十人予約を申し込んだ中で二人の方が希望する時間に利用ができないという現実があるわけです。これを仕方がないと認めていくのか、それとも何とかせないかんと、これは改善していかないかなあというふうに対応をしていくのかということはこれからの問題であろうか

と思いますが、私はこの問題については、一度定時運行を絡ませて社会実験と申しますか、やっていたいてはどうかというふうに思うのであります。いかがでありましょうか。

次に、当町においては、高齢を理由に運転免許証を返納された方に対してオンデマンドバスの運賃半額制度を実施され、またテレビのニュースでも紹介されたところであります。二百円を百円、三千円のパスポートを千五百円というふうにされているところでもあります。

そしてまた、私ども七十歳以上の高齢者がタクシー会社に登録すれば、一〇%の運賃割引制度があるわけですが、このように割引があるにもかかわらず、まだまだ住民の認知度が低い、町としてあらゆる方法で住民にPRをしていただきたいと思うのでありますが、いかがでありましょうか。よろしく御返答をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 高齢社会の中で、高齢ドライバーによる深刻な状況を踏まえた点での御質問であったかと思えます。

まず、最初のオンデマンドバスの運行形態を変えてはどうかというような点について御回答を申し上げます。

少子高齢社会を迎え、高齢者が社会の中で占める割合とともに、高齢者による交通事故も増加していることから、高齢者の交通安全対策は重要な課題であると認識しております。高齢者の交通事故を減らすためには、運転しなくても生活できる環境、運転免許証を返納しやすい環境づくりも大切であると考えております。

本町におきましては、人口減少、少子・高齢社会を迎える中、高齢者や体が不自由な方などの病院や買い物などの外出を支援するとともに、外出機会増加による健康増進や交通事故削減、地域

活性化などを図ることを目的に、平成二十五年十一月から「歩いて動けるまちづくり」をキャッチフレーズにオンデマンドバスを運行し、公共交通の充実を図っているところでございます。

ただいま議員から、オンデマンドバス三台は利用の多い停留所を中心に定時運行してはどうかという案を御提案いただきましたが、現在、所有している車両は多くて八人しか乗車できないため、定員以上の方が乗車を希望する場合は、バス停にて乗車をお断りすることとなります。また、残りの車両三台でのデマンド運行は、今以上に予約がとりにくくなることも予想されます。このような課題があることから、現在のオンデマンドバスを利用した定時運行は困難ではないかと考えております。

しかしながら、高齢者による深刻な交通事故の防止に向けては、より多くの方にオンデマンドバスを利用していただけるような環境づくりが必要であり、そのためには、利用しやすいくて、効率のよい方法での運行が重要であると考えております。

このため、現在はこれまでの運行実績から、混雑時に利用率の高いバス停を結ぶ経路を事前に設定し運行する方式、いわゆるセミデマンド方式を朝の時間帯は三台、夕方の時間帯は一台の車両にて導入しております。

このセミデマンド方式を導入することにより、この経路で毎日利用する方は予約がとりやすく、また、毎日利用しない方がこの経路付近で予約する場合でも、柔軟に対応することが可能となっております。

今後ともこれまでの運行実績のデータを解析し、利用しやすく、効率のよいオンデマンドバスの運行に努め、高齢者が運転しなくても生活できる環境、運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

二点目のタクシー会社の一〇％割引制度はPR不足ではないかという点でございますが、このオンデマンドバスは、自宅の近くにバス停があり、予約時に出発時刻か到着時刻のどちらかを指定でき、利用者の満足度も高いことから、高齢者のマイカーにかわる日常の交通手段として有効に機能すると考えており、運転免許証の自主返納者に対しても有効なものと考えております。

また、運転免許証を自主返納された方には、運行開始当初から利用料の半額割引サービスを実施しておるところです。

お話のタクシー割引につきまして、町内で営業しているタクシー会社では登録が必要ですが、自社努力によって七十歳以上の方への高齢者割引を実施されておられます。

このような運転免許証の自主返納者に対する割引制度や支援制度は、それぞれの会社のホームページ等でPRされており、当町においては、オンデマンドバスの利用割引制度をオンデマンドバスのチラシ、ホームページへの掲載や老人クラブ等の出前講座や高齢者大学校で啓発に努めているところですが、議員の御指摘のとおり、周知が十分であるとは言えない状況でございます。

今後はこれらの高齢者が車を使わずに利用できるサービスの情報を町のホームページや各公民館の掲示板に掲載するなど、わかりやすい周知を図り、自動車を運転しなくても生活ができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

〔十二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） ただいま副町長から答弁をいただきました。ありがとうございます。

町のほうも手をこまねいて見ておるのではなく、セミデマンドで運行をやっていたいております。一号車は金段、二号車は桜

井、三号車においては池辺の寺町、朝、そこで待機という形をとっていただけで努力はされておるんですが、私、先ほど述べましたように、予約の成立率を見えますと、やはり全部の方がよかったなあという中には、なかなか到達をしないということであります。

先ほど副町長のほうから答弁がありました。が、定員が八人であるから乗り切れない場合があるということで答弁がございました。その答弁は二十七年の九月の議会でもそういう答弁でございます。実際に八人以上乗ることがあるのかと私は思うんですが、前のげんちゃんバスを見ておりましたが、運行状況等、せいぜい五人までかなという実態があるわけですが、現実には八人を超えて乗る場合が想定されるのかと。実績として八人以上乗ったことがあるのかと、ちよつと思つうわけですが、その点、一つ答弁をお願いしたいと思います。

それと、予約率で乗れなかった方は、やむなしという判断でいくのかということでもあります。そこら辺もお答えをいただきたいと思います。

それと、過日、テレビでこんなアンケートがありました。「あなたは運転に自信がありますか」というアンケートです。六十代は三〇％が自信がある、七十代は四〇％が自信がある、八十代になると五割の方が、私、運転に自信があるよと答えているんですよ。本当に恐ろしい限りですわ、これ。そんな状況がありますので、ぜひともこれからも注意深く高齢者の運転というか、足を確保するために努力をしていただきたいと思います。お願いします。答弁だけ、ひとつまたお願いします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの青山議員の御質

問に対して回答をさせていただきます。

まず八人以上があるのかという御質問にお話しさせていただきます。

今、私どものほうがやっているオンデマンドバスというのは予約方式ですので、現実には八人以上の場合は乗れないということになります。そういう意味で、済みません。調査の数字としてはそういうものがとることができませんので、御了承をお願いしたいと思います。

あと、もう一つの予約成立率のほうについて回答をさせていただきます。

予約がとりにくいとお話でデータ分析をさせていただいた中で、データ分析による予約成立率というものがあります。この予約成立率というのは、議員が先ほど八割と言われましたが、七割、六割というふうな程度の数字になっております。

しかしこの数字は、オペレーターが利用者からの要望に対して条件を少しずつ変えながら検索をして、経路運行になるように号車を変えたりするなど微調整を行い、適切な予約を選択しているため検索の数字が多いということです。そういう意味で六割、七割、八割というような数字になっているということです。

では、実際に断ったといえますか、条件が合わなかった場合はどのくらいあるかといいますと、これはオペレーターの能力にもよるわけなんですけれども、オペレーターのほうから直接数字のほうをメモリまして、平成二十七年では、一日平均一・三八人、それから平成二十八年度では〇・六四人という数字があります。これは一年間でも効果は上がってきていると思いますし、平均一日に二十七年は一・三人ですから、一人、二人だったのが、こと

し二十八年につきましては、一人以下の場合になっていると。

個々の条件は個人的な話ですので聞けませんので、いろんな事情があるかとは思いますが、より一層の効率化に向けて努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 細かい答弁をいただきました。ありがとうございます。

何をさておきましてでも、二十五年、二十七年、二十八年と毎年わたって議員が一般質問で何かいい方法はないのかという設問をしておりますので、ぜひとも注意深く見守っていただいて、できるものは改善をしていただきたいと思います。よろしくお願いしまして一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十二番 青山貞一君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき二点で質問をいたします。

初めに、西部簡易水道について五項目で伺います。

厚生労働省は同一行政区域内の上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設、給水人口が十人以上で百人以下の施設の事業統合を合理的かつ計画的に推進することを目的として、二〇〇七年、平成十九年六月に簡易水道など施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取り扱い要綱を一部改正しました。これに沿って全国の自治体で簡易水道事業などを上水道事業へ統合する簡易水道事業総合計画を策定し、会計上の統合を図るため、料金の格差是正などを

首長は上水道など経営審議会に諮問し、同審議会で審議され首長に答申しています。

まず西部簡易水道は、この厚生労働省の補助対象になるのかも含めた法的な位置づけについてお尋ねします。

次いで、町の上水道事業に統合される場合の事務手続や改良住宅四百八十二戸への対応について伺います。

次いで、統合するに当たり、上水道事業経営審議会に付す事案だと考えますが、その見解について伺います。

次いで、貯水槽の劣化が著しい現状ですが、西部簡易水道施設整備基金や繰越金の充当も含めた予算的な課題への認識について伺います。

最後に、町簡易水道事業給水条例は、現在、西部簡易水道のみと承知しています。この条例の抜本的な見直しや執行についての見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） ただいま五項目について質問をいただきました。四点目の貯水槽については、水道課長から答弁させていただきますと思います。

まず、最初の一点目の法的な位置づけということでございますが、これはちよつと事業経過を説明させていただいた上でお話をしたいと思います。

西部簡易水道は、当初、養老町の泉町、三神町、御所町、五日市、神明町の五つの区域を対象として昭和四十六年三月三十一日に事業認可を受け、起工が昭和四十六年十月一日、竣工が昭和四十七年九月三十日、事業完了が昭和四十七年十月三十一日、昭和四十七年十一月一日より給水開始をして以降、給水区域を一部拡張し、現在まで事業を運営しております。

当時の資料によりますと、事業費の財源内訳は、国庫補助金、県補助金、残りを起債、受益者負担金で構成し、この財源によって事業が実施されたものでございます。

組合からは、債務の一切の責任は関係区民において負うものとするという書面を町に対して提出していただいていることや、当時の組合員一人一人から簡易水道新設に関する確約書において、加入の意思表示並びに将来簡易水道の維持管理・修理等について関係受益者において責任を負うものとするという書面を町にいただいております。以上のことから、運営主体は町ではなく、任意団体が経営する簡易水道組合という位置づけと考えております。

御質問にありました同一行政区内の上水道事業、簡易水道事業などの統合を合理的かつ計画的に推進する事業につきましては、補助要件が平成二十一年度までに他の簡易水道事業と統合する事業計画を策定し、平成二十八年度までに整備するという事業に限定されておりました。

西部簡易水道については、平成二十一年までに組合より上水道との統合の意思が示されず、事業計画が策定をされておりませんので、補助事業の対象とはならないものでございます。

二点目の手続等に関してでございますが、手続としては、西部簡易水道組合から町に対して上水道への加入の申し込みをするという意思表示を書面でしていただく必要があります。その後、組合の意思表示に対して申請による負担金事業という性質上、町が条件を提示し、組合の回答をもって町が採択するか否かを決定することになります。

また、改良住宅四百八十二戸の対応につきましては、町といたしましても、西部簡易水道組合員として西部簡易水道組合の意思決定に従い、統合の際、発生が予想される加入分担金、取り出し

給水工事費・受益者負担金については支払うべきものと考えております。

次に、上水道事業経営審議会に付す案件だと考えるが、その見解でございますが、上水道事業経営審議会条例の第二条を見ますと、審議会は町長の諮問に応じ、本町の上水道事業の経営に関する重要な事項を審議することと規定されております。最終的には町長の判断となりますが、私の個人の見解といたしましては、審議会へ諮問すべきではないかと考えているところでございます。

なお、審議会に諮問するとした場合、西部簡易水道組合より上水道への加入する意思が明確に示され、町として採択することが可能である状況が確認できるという状態であることが前提となるかと考えます。

五項目の条例の抜本的な見直しについてでございますが、町簡易水道事業給水条例の成り立ちから説明させていただきます。

昭和四十六年に西部簡易水道組合が条例に記載される前、十二組合の簡易水道が記載されておりました。この簡易水道はいずれも町営ではなく、それぞれの地区において個別に運営されておりました。料金体系の均一化、給水装置の供給条件の適正化などを目的とした条例であります。

しかしながら、現在は各簡易水道は統合されており、町簡易水道事業給水条例の給水区域は西部簡易水道のみとなっております。このため、本条例の抜本的な見直しは検討しておりません。また、上水道へ統合していただければ、町簡易水道事業給水条例の廃止手続を行っていききたいと考えております。以上であります。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

四点目の貯水槽の劣化が著しいが、簡易水道施設整備資金や繰越金充当を含めた予算的な課題の認識とはということでございますが、議員が指摘されているのは、西部第一ポンプ場の圧力タンクではないかと存じます。

昭和四十七年十一月一日より供用開始して以来、圧力タンクは屋外に露出して設置されており、風雨を防ぐことができないため、劣化が著しい状況であると思います。

基金として、平成二十八年三月二十三日の時点で約三千二百四万円、平成二十八年度への繰越金は、二十七年度に料金改定があったことから実質収支額として約一千二十七万円であります。

しかしながら、既に圧力タンクだけを修繕するという域は越えております。修繕には二基の圧力タンクだけでも六千数百万円ほどかかり、それに付随する電気設備等を含めますと数億円と膨大な費用が必要となります。

このため町といたしましては、基金や繰越金等の予算だけで修繕費を賄うことは困難であると認識しております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をさせていただきます。

今までの答弁の中で、西部簡易水道は、あくまで運営主体は受益者を代表した議決権を有する総会や組合であり、その責任者として組合長があるというふうなことであらうと思います。

補修工事や新設に要する経費は受益者負担が基本であり、民間の組合と同等かと思えます。したがって、法的にも、財源的にも、西部簡易水道には何ら根拠がないというふうに考えます。

また、上水道に統合するには、受益者の了承署名とともに町へ

の付託が書面で提出されることが事務手続上、不可欠であるというふうに理解をいたしました。そこで、現在、組合とどこまで協議されているのか、お聞きしたいと思います。

次いで、上水道事業に統合する場合、既存の上水道給水ポンプ場への接続は可能なのでしょうか。

三点目ですが、町の一般財源を充当する予算では、改良住宅への対応、加入分担金も含め、四百八十二戸の住宅への移行に伴ってどれぐらいの概算予算が必要であるのか、試算しておられれば概算をお尋ねしたいと思います。そのほか概算で事業項目及び総額試算があればお示しいただきたいと思います。また、組合会計で充当すべき事業項目及び総額試算もお示しいただきたいと思います。

再質最後ですが、二〇一二年、平成二十四年六月議会で、故岩瀬議員が西部簡易水道を企業会計にすべきと一般質問をされました。町長は、企業会計に組み込むには、地域住民の方々の同意や誘導が必要であり、上水道審議会のようなものをつくり、誘導する話し合いをしたいと答弁されています。

私はその答弁は、現在、組合においては、二年で人的な交代があるというふうにされていますので、二年おきにかわっては、前のことがわからないと。継続的に話し合うようなことで、この上水道審議会のようなものというふうに理解したわけですが、それでも、現在、担当課と組合で協議されている組織を改編していくと考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 四点について再質問がございました。

二点目と三点目はちよっと技術的な話もございますので、水道課長のほうから答弁をさせたいと思います。

まず一点目の組合との協議状況でございます。

町としては、西部簡易水道の役員会において、西部簡易水道の事業を存続する上で、施設の維持修繕に多額の経常経費の負担が発生するおそれのある状況であることを以前より話ししてまいりました。

また、平成二十八年十一月十八日に関係区長への説明会及び平成二十八年十二月十四日の総代会において、西部簡易水道の現状と今後についてということを経験として協議を持っております。

その協議において、組合の役員、総代皆様が共通の危機意識を持って真剣な議論がなされているところでございます。

四つ目の組織の改編のお話がございました。

町に対して組合から明確な意思が示されましたら、町としては簡易水道の統合について具体的に事業計画を検討し、進めていくことになると思います。

しかしながら、西部簡易水道組合の運営主体の意思について町が強制するものではありませんので、組織の改編について、現在では考えておりません。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

二点目の上水道事業に統合する場合、既存の上水道給水ポンプ場への接続は可能なのかということでございますが、西部簡易水道の区域に布設されている既存の水道管は老朽管であり、法定耐用年数を過ぎております。また、水道管の維持管理も困難をきわめている状況があります。

したがって、上水道との管路を接続する場合には、西部簡易水道区域内に布設してあるほぼ全ての水道管の布設が必要

であると考えます。したがって、すぐに既存の上水道の管路に接続することは難しいと考えております。

この西部簡易水道の区域が上水道へ統合した場合、上水道第一ポンプ場の配水区域に統合されることになります。上水道第一ポンプ場から西部簡易水道区域への配水を行うには、配水能力、それから配水管の管内水圧の検討を要するため、設計コンサルタントによる精査が必要となります。

三点目の町の一般財源を充当する予算では、改良住宅の対応が約二億七千万ということでありましたので、これについてお答えさせていただきます。

現時点での試算として、上水道へ加入する際の西部簡易水道組合員一戸当たりの費用負担は、例として、口径十三ミリの加入者であれば、加入分担金、給水工事費、受益者負担金を合計し、約五十六万円ほど費用が必要であることと、また簡易水道から上水道へ給水管を切りかえるのに、別途少額ではありますが、費用が発生するものと考えております。

現在、西部簡易水道組合員の総数は約九百七十戸あり、上水道へ加入する際の費用については、全戸上水道へ加入すると想定いたしますと、総額で約五億四千万ほどの費用負担が発生するものと考えます。

改良住宅を除いた一般の組合員全体が費用負担の発生する金額は、全戸分の負担総額から改良住宅分を差し引きますと、総額で約二億七千三百万円ほどと試算されます。

また、町で行う事業費としては、配水管の布設がえが必要不可欠であることが判明しておりますので、上水道へ統合する際の費用として、西部簡易水道の区域の水道管総延長約二十キロメートル、配水管布設費として、総額約六億二千万円ほどの費用が

かかるかと試算されております。この事業に附帯して設計費、それから既存のポンプ場の改修費は別途かかるものと想定いたしております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後の質問になりますが、二〇〇二年、平成十四年三月末で三十三年に及ぶ国や地方自治体の同和事業における財政特別措置が終結をいたしました。先ほど質問した上水道と簡易水道事業の統合推進補助金も期限の失効との答弁であります。平成二十一年までに策定し、平成二十八年までに事業を整備するというふうな国の内容だったというふうでありますけれども、このような国の法失効などに養老町として財政的な問題意識を持ち、議会や当組合に提案すべきではなかったのかと思うわけですが、先ほど答弁の中で、当組合から上水道への意向がなかったというふうでしたけれども、やはり町としては、こういう情報をたくさん持っているわけですので、ぜひそういうことを今後の教訓も含め、御答弁いただきたいと思っております。

それから先ほど再質問の三番目の項目ですが、改良住宅だけで約二億七千万円というふうなことで、九百七十戸全部だともう五億四千万円の費用負担というふうな数字的な概算がございましたが、これに対する現在の補助金ですね。補助金要綱、補助金内容などをお示しいただきたいと思っております。

最後ですけれども、水道課の職員の方々は、生活に欠かせないライフライン、水を二十四時間受益者に供給をしているということとで、二十四時間の態勢をとっておられる。あるいは時間外、深夜に及び携帯電話などでトラブルがあったときにはすぐ対応すると、そういうふうな公務を日々こなしていられしやると聞いてい

ます。

西部簡易水道が上水道事業に統合されるとの結論に至るまでの組合協議への出席や、統合後の調査も含めた事業展開は、大プロジェクト事業になるのではないかと私は想定します。職員体制も含めた人的対応は必要ではないのか。この点での回答をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 三点の再々質問ということで、まず組織体制でございますが、先ほどは現状を見直すつもりはないと回答させていただきましたが、実際にその事業を設計するなり、積算した段階で検討をしてみたいと思います。今の状況では、どれくらいの事業なのか、職員としての事務負担がどれくらいになるのかと。例えば現状で西小倉簡易水道を統合してやっておりますし、そういった状況を踏まえながら人員体制は考えていきたいと思っております。

一点目と二点目につきましては、ちょっと技術的な部分がございますので、水道課長から答弁をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） まず、三番目の補助金の内容ということでございましたが、補助金という意味合いのほうにつきましては、上水道で事業を行った場合のことということで捉えてよろしいでしょうか。

○十三番（水谷久美子君） はい。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） まず上水道へ統合するとなつた場合に、今先ほど施設の改修とか、水道管の布設がえということでお話を申し上げましたが、施設等の改修につきましては、今、補助メニューがないというふうに県のほうからも一応聞いて

おりますので、なかなか難しいだろうというふうに考えております。

それから管路の布設につきましては、耐震管等の更新事業等がありますので、これは配水本管のみの補助金でございますので、今現在、議員も御承知のとおり、高田の地域で耐震管の布設がえ事業を行っておりますが、総事業費に対しまして、おおむね一割程度の補助事業しか見込めないというのが現状でございます。

それから、ちょっと申しわけございませんが……。

○十三番（水谷久美子君） 違う。副町長が答弁漏れしているの。

法的な関係でね、もうちょっと協議を……。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 大変失礼いたしました。

法的な部分でございますが、不勉強な部分ということで、体制がとれていなかったというのは、私が来たときもびっくりしたような状況でございまして、その点については、今後勉強しながらやっていく必要があるのかなあとということだと思います。

今、水道課長からもお話がございましたように、できるだけ町としては有利な財源を活用しながら、もし統合ということになれば進めていかなければなりませんので、そういった点も勉強をして進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、子供の貧困対策について伺います。

政府は、日本の子供の貧困率を一六・三％と、二〇一二年に公表しています。これは、厚生労働省が三年ごとに実施する国民生活基礎調査によるものです。二〇〇九年調査時は一五・七％、二

○〇六年一四・二％であり、子供の貧困率は広がっています。この数値は経済協力開発機構の作成基準に基づくもので、国民の所得中央値の半分を貧困線と定めていることは御承知のとおりです。

日本における所得中央値は二百四十四万円であり、半分の百二十二万円が貧困線です。親一人、子供一人の二人世帯であれば、ルート二を掛けた百七十三万円が貧困線として算出されます。この方式で日本において一六・三％、つまり六人に一人の子供が母子世帯などの大人が一人世帯の貧困率は五四・六％と特に深刻です。

養老町にとつてもこの数字は他人事ではないと思います。養老町の子供たちの貧困の実態に迫るためには、町独自の調査が求められると考えます。また、子供の貧困がどのようにあらわれているのかを考えなければいけません。

そこで、養老町で貧困線以下で生活する子供たちの実態について、教育長に伺います。

次いで、二〇一三年に子供の貧困対策の推進に関する法律が制定されました。子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとするとの責務を規定しました。ただ、これまでやってきた施策を並べて、それを基本計画だとまとめたのでは実効性は乏しく、絵に描いた餅になりかねません。

また、町の総合計画や各分野での具体的な施策の位置づけも求められます。福祉課や教育事務局で新年度に向け、計画の見直しも含め、どのように検討していくのか伺います。

次いで、就学援助制度の改善を求めるものです。

就学援助は、小・中学校の子供のいる家庭で経済的困難があるとき、学校にかかる費用を町村が支給する制度で、憲法二十六条の義務教育は無償に基づくものと承知しています。支給時期や金

額、認定基準はそれぞれ市町村が決めています。

当町の取り組みについて、一点目は、保護者への広報の方法について。

二点目は、認定基準額の設定見解について。

三点目は、支給時期と支給方法について伺います。

四点目は、町独自で生活や勉学の必需品である眼鏡の購入代金支給の見解を伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 三点御質問がありました。一点目の町内貧困線のお話と三点目の就学援助金につきましては、後ほど教育長から答弁がありますので、私のほうから、まず二点目の子供の貧困対策の町の総合計画や、各分野で具体的な施策の位置づけについて回答いたします。

子供の貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に、都道府県は大綱を勘案して、当該都道府県における子供の貧困対策について計画を定めるよう努めるものとするとあり、都道府県子供の貧困対策計画について規定されております。

岐阜県では、さらに安心して子供を産み育てるという視点から、都道府県子供の貧困対策計画に関連する計画の位置づけも兼ねて、平成二十七年三月に第三次岐阜県少子化対策基本計画が策定されました。

その中で、子供の貧困対策の推進として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援が施策として方向づけられ、市町村は住民に一番身近な存在として、保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細や

かな施策を展開することが求められています。

このような状況の中、本町においては、昨年見直しを行いました第五次総合計画（後期基本計画）で、学校教育の分野において、子供の貧困対策、学校、家庭、地域が一体となって進め、子供たちの教育環境を整備するとしているほか、同じく昨年度策定しました「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略においても、ひとり親家庭に対する、児童扶養手当の支給や就学援助など必要な支援を行うものとしております。

これまでの具体的な施策として、児童扶養手当の支給、県の担当者による巡回相談窓口、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の貸付支援などにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ることや、学習面で課題を抱える子供に対して国の補助事業を活用し、「スマイルげんちゃん学習会」を行い、学習意欲の喚起や教科指導を行ってまいりました。

新年度に向けては、認定こども園への移行により地域の子育て支援事業を位置づけ、家庭での育児や家事、精神面・身体面等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行える子育て支援の環境づくりを推進すること。

また、小・中学校においては、貧困家庭の子供を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制や、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒の感情や情緒面の支援などの充実につなげること。

さらには、これまで一律であった幼稚園利用料や一時預かり事業、留守家庭事業の利用料を保護者の収入額に応じた応能負担にすることにより、貧困家庭の負担軽減を図ることなどの具体的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも法律に基づき、町の総合計画を初め、個別計画に掲げる各種施策について必要に応じて見直しを行い、町の実情に応じたきめ細やかな貧困対策を展開できるよう努めてまいります。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 一番と三番の質問に答えさせていただきます。

まず一番目の町内に貧困線以下で生活する子供たちがどれぐらいいるのかという、その実態を把握しているのかということですが、水谷議員がおっしゃるように、平成二十五年国民生活基礎調査の結果において、子供の貧困率は三年ごとに行われる大規模調査のたびに数値が上がり、一六・三％と公表されております。

貧困線につきましては、世帯の家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた所得を世帯人数の平方根で除した数値、等価可処分所得といいますが、町では、この等価可処分所得の調査を行ったことがないため、貧困線の算出することができませんので、貧困線以下で生活する子供の实態について把握できておりません。

次に、三点目の就学援助制度の改善を求めるということについての一点目の、保護者への広報の方法についてですが、現在町では、行っておりまます周知の方法は、小学校及び中学校の入学説明会時に保護者全員へ援助の内容を書いたものを資料として配付しております。また、養老町のホームページに制度を掲載しており、児童扶養手当の申請時にも、該当するお子さんが見える場合は制度の説明をしております。

次に、認定基準額の設定の見解についてですが、現在町では、生活保護法第六条第二項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認める準要保護の児童・生徒の保護者に対して、学用品

費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費を援助しております。また、支給額につきましては、国が示す要保護児童生徒援助費補助金単価に準じて支給しております。

補助対象品目につきましては、従前より変更はありません。参考に近隣市町の状況を伺いましたが、おおむね同様の内容でございました。

三番目の支給時期と振り込み方法についてですが、就学援助費に係る事務処理要綱には、給与費の支給は、四月当初において最も必要性が多いので、認定終了後、速やかに支給を開始すること。援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。また、給与の完了報告は、三月末までに完了させることとなっております。

当町では、所得の変動や家族構成の変化を考慮し、認定を一年としており、前年度認定された方で、引き続き援助を希望される方も毎年申請が必要となっております。

継続される方については、二月末までに書類の提出を受け、教育委員会に諮り、三月末までに認定し、また新たに入学する方については、四月末までに認定をして保護者宛てに通知をしております。

支給時期につきましては、年二回、三回の市町村が多いのですが、当町では、五月、七月、十月、十二月、二月の年五回支給しております。

支給方法につきましては、教育委員会は学校の口座へ振り込み、学校は、学校給食費及び学校納入金等で未納がある場合はそれに充当し、残りの金額を各保護者の口座へ振り込んでおります。

最後に、四番目の町独自で生活や勉学の必要品である眼鏡の購

入代金の支給についての見解ですが、平成十七年度の三位一体改革により国の補助事業は廃止となり、財源も税源移譲されるところに、各自自治体において就学援助事業を行っております。市町村により補助対象品目を変更することは可能であります。

また、今回調査をする中において、県外には眼鏡の購入費を対象としている市町村もありましたが、いずれも医療費と並行して行っているというものであります。他の市町村の実態を詳しく調べ、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

昨年六月二十六日、私は、岐阜大学地域学科部の南出准教授とぎふ学習支援ネットワークが主催した「子どもの暮らしと育ちの不利益」と題した地域で育む子供たちの未来シンポジウムに参加をしてまいりました。

そこで印象的な内容として、子供の貧困を考えるのは、生まれによる格差で苦しむ子供たちがそこにいるから。外側からでは見えづらい貧困は、見ようとしなければ見えないもの。親の貧困の要因としての子供期の貧困は、その子たちが将来担っていくべき社会そのものの行く末に通じることでした。

先ほどの答弁で実態がつかめていないという答弁でしたけれども、教育長御自身の養老町の義務教育及び幼稚園の子供たちを見ていて、この貧困の実態という認識について、率直に伺いたいと思います。

また、法の施行を受けた内容で、特に次世代育成支援行動計画や、子ども・子育て支援事業計画などの見直し検討は進められて

いるのでしょうか。

さらに、子供の貧困対策推進計画の策定の目標年次を掲げ推進していただきたいと考えます。そのためには、早急に養老町の子供たちの貧困の実態調査を進めるべきと提言するのですが、その見解を伺います。

就学援助金の再質問ですけれども、保護者への周知ですが、入学説明会や入学式だけではなくて、始業式に全学年に配付するか、町の広報紙、あるいは学年前の健診時、就学前の健診時、学年の年度末、あるいは在校生対象へのお知らせチラシ配布などの周知の徹底が図られています。当町としても、広報への充実を求めますが、その見解について伺います。

次いで、認定基準ですけれども、先ほど具体的な数値を教育長は控えられましたけれども、生活保護基準額の一・三倍というのが近隣市町状況であります。全県的には二・五倍、あるいは一・五倍、一・三倍、一・〇という自治体もあるわけですが、各自治体の裁量で決定しております。市町村が支給した児童・生徒の一人当たりの平均支給額の二分の一の額が国庫補助限度単価ということであります。

支給増額の引き上げを求めるものですが、これまでも子育て支援の答弁では、自治体が競い合うようなカンフル的な措置はしないというふうな答弁をいただいておりますが、この施策も同じような答弁でしょうか。自治体の中には、基準値が上回っていても経済的に援助を要すると認められる場合は協議の上、認定をしております。この点での見解を求めたいと思います。

支給時期と支給方法についてですが、新年度の五月末の支給では、新年度に向けての入学準備は間に合いません。一番出費が多い三月に前倒し支給できないでしょうか。中学校入学時に制服や

運動靴、さらに自転車通学の生徒の保護者の場合は、少なくとも十万元以上が必要だと聞き及んでいます。就学援助対象の認定審査の時期はありますが、本当に困っている家庭の状況を考えるなら入学前に支給すべきではないでしょうか。文科省も、先ほど教育長がおっしゃいましたように、入学準備金が必要な時期に速やかに支給できるよう十分配慮すると通知を出しているはずですが。

また、支給方法についてですが、援助金の給付については、就学援助規則第九条に援助金は認定保護者に対し直接給付するとうたっています。ただし、認定保護者が校長に委任したときは、当該援助金は校長に給付するともうたっていますが、認定保護者の中には、この支給方法が心苦しいとか、負い目を感じてしまうとの声もあります。就学援助の種類のうち、給食費や学校徴収金として納付すべき以外の直接支給されるものは、個人通帳に振り込むよう改善を求めたいと思います。

最後に、町単独施策として就学援助に眼鏡の購入代金の支給であります。ことしの八月から、私は、大垣西部、津市、養老町のエリアでフードバンクの活動に参加させていただいています。大手の量販店とフードバンク西濃が連携し、約四年間の実績を積んでいます。津市の三十代の母親の紹介で養老町に住むひとり親家庭で多子世帯の家族に一月に一度、賞味期限近の食材、主にパンですが、それを届けさせてもらっています。

話をすることで母親の孤立に胸が苦しくなることがあります。友達の結婚式や御不幸の知らせを受けても、お祝い金や香典が出せないために欠席をしてしまうと。楽しい誘いもどんどんなくなって、友達もどんどんいなくなってしまう。自分は割り切っていますけれども、先日、子供がふびんでならないことがあったと言われました。それが眼鏡の話です。

母親に心配させないために視力が弱いことをひたすら隠して一年たったということです。母親に迷惑をかけたくないとの思いで眼鏡を買ってとは言えなかったのです。生活や勉学の必需品の一つである眼鏡への支給項目を、ぜひとも検討していただきたいと考えます。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 私のほうからは、計画の見直しの状況について、まずお答えしたいと思います。

次世代育成支援行動計画を見直し、平成二十七年三月に策定した子ども・子育て支援事業計画の期間は、平成二十七年年度から平成三十一年度の五年間です。計画の内容について、認定こども園への移行促進など前倒しで進んできている点や、教育・保育の量の見込みについて実情に応じた見直しを行い、子ども・子育て会議で委員の意見を伺い、県への協議を行っております。

平成二十九年度はその中間の年に当たり、中間評価、見直しをする予定ですので、子供の貧困対策の推進に関する法律の施行を受けた内容をどのように計画に反映させるか検討してまいりたいと考えております。

次に、貧困対策推進計画の策定をするために、貧困の実態調査を進めたらどうかという点でございますが、子供の貧困実態調査につきましては、今後、国や県の動向を注視しながら、調査の対象者や方法等について研究してまいりたいと考えております。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 残りの質問についてお答えさせていただきます。

実態がつかめていないということですが、教育長は子供の貧困についてどのように認識しているのかということですが、昨日、

同一労働、同一賃金の報道があったときには、非正規雇用者は三七・五%という報道がありました。一部四割を超えているのではないかというような状況があり、また離婚率も高い状況が続いておる。そしてやつぱりそういった状況から考えると、富の二極化は進んでおるものというふうを考えております。それに伴って、子供の貧困率も増加してきているものと考えております。

町内の子供達の状況につきましては、年に三回は小・中学校を訪問しております。直接学校での子供たちの様子は見ております。また、必要に応じて民生委員さんからは各地区の子供たちの状況を知らせていただいております。校長先生方からも、給食費や学費の未納の状況を報告していただいております。教育委員会では、それらの報告に基づいて準要保護家庭の認定等必要な対応をしております。

しかしながら、議員御指摘のように、家庭内での子供たちの様子は見えにくいものであり、各家庭の子供たちの様子については細かくは把握できておりません。

現在、学習支援を実施しておりますが、ある他市の教育長さんから、この事業は、本来、福祉課がやるべき事業ではないのかと言われました。この件につきましても、どこが対応するのがいいのかを含め、考えていきたいと考えております。

また、実態を細かく把握できたとしても、どの程度の家庭をどの程度支援していくのかについては、新たな基準を設けない限り支援を実施することは非常に難しいものと考えております。

次に、就学援助金についての一つの広報の拡充についてですが、小学校及び中学校の入学説明会において、全ての保護者に対して文書による照会を行っておりますが、その内容が余り詳しくありませんので、わかりやすい内容に改めたいと思っております。

次に、支給額増についてでは、ここ数年の経過としまして、対象児童・生徒数の変化は余りなく、各五年間の平均では、小学校で要保護が六名、準要保護児童が六十八名、中学生では要保護生徒が五名、準要保護生徒が六十一名となっています。平成二十七年の支給額は、小・中学校を合わせますと千二百四十一万円でございます。

教育委員会の定例会に離婚等による準要保護の申請が毎月のように提出されております。給付者数は今後も減少することはないと思われるので、支給額の引き上げは、現状としては難しいものと思われまます。

次に、支給時期については、現状では、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領に準じ事務執行をしております。先ほども答弁しましたように、家庭や収入の変化があるので、毎年度申請をしていただき、三月に認定を行い、四月から支給対象としております。また、新入学児童・生徒につきましては、入学後に認定行為を行いますので、三月に前倒しをしての支給は難しいと考えますが、国や県の動向や指導に合わせ、今後検討したいと思っております。

支給方法につきましては、学校長を経由することで保護者が負い目を感じてしまわれるというお話ですが、学校は認定のための提出書類や支給関係の書類において実態を把握しており、經由しなくても同じであると考えております。

保護者としての責任感や規範意識の欠如のため給食費を納めない場合もあり、学校としては集金に苦慮してまいりました。そういった理由により、未納となっている世帯が準要保護家庭の一割程度あります。給食費以外にも諸費や積立金等の未納がある状態です。

就学援助金で給食費の全額と学習費等が支給されております。未納を防止する対応策として学校長を経由できるよう、保護者の了解を得て学校長への委任状を書いていたいただいている場合もあります。給食費や学習費等を未納なく納められている家庭につきましては、保護者の口座へ振り込んでおります。

生活保護法においても、教育扶助のための保護金品は、被保護者の通学する学校の長に対し交付するものとするところのように、法的にも違法ではないと解釈しております。町としましては、今までどおり、教育委員会の補助執行機関として学校長が給付事務を行う予定をしております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 子供の貧困対策の推進に関する法律の第四条では、地方公共団体の責務として、子供の貧困対策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとうたっています。

愛知県の扶桑町では、昨年十二月議会で住民税の課税データ調査で、十八歳未満の子供がいる家庭の平均所得の二分の一以下世帯は一六・三％と答弁しています。また、貧困を経済的な指標だけでなく、地域や年齢別に多面的に捉える試みも必要ではないでしょうか。例えば中学生であれば、家に自分専用の机や学習スペースがあり、参考書など自由に買える環境が確保されている。遠慮なく親に欲しいものが相談できる。小学生なら、誰と何時に食事をしているのか。歯が痛いなど体調不良を我慢していないか。土・日や祝日はどのように過ごしているか。家族でレジャーや旅行に出かけているかなど、子供の生活を丁寧に見ていくことも必要なのではないでしょうか。

今、この議場にいる私たちが子供の時代のみんなが貧しかった時代と現代は大きな違いがあります。今どき携帯やスマートフォンがないと親も子も学校生活が送れないという現実があります。クラスの連絡や部活、台風など、自然災害の対応など、多くがスマホのLINEで来るのが当たり前の時代です。LINEのグループをつくり、そこで一斉に連絡をする。親も子もお金がないからスマホが持てないとたちまち学校生活に支障を来すことになり。ます。この事例を見ても、外見では貧困がつかめない実例です。再度実態調査の必要を訴えるものですが、教育長の見解を求めておきたいと思います。

また、通告しました質問については、また今後、質問させていただきます。ただのことになると思いますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 質問に答えさせていただきます。

調査が必要な家庭は、生活保護家庭ではないかと私は考えております。先ほども言いましたが、関係の課とも協議して対応を考えていきたいと思っています。

実態調査の方法につきまして、今、よい調査方法が私は思い浮かばないので、もしよい方法がありましたら、ぜひ御教示願えたらと思っています。

最後にスマホの話が出ましたので話させていただきますけれども、スマホを持つていないからといって小・中学生が学校生活に支障を来すようなことはありません。逆に所持している児童・生徒の問題行動への対応に現在苦慮しているところです。以上です。

○十三番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩とします。
再開は午後一時十五分とします。

（午後〇時二十四分 休憩）
（午後一時 十三分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） それでは、議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき順次質問に入ります。

二つの質問は、養老改元一三〇〇年祭に関連いたしますので、よろしく願います。

さて、平成二十七年三月二十一日に養老改元一三〇〇年祭イベントのオープニングを記念して、養老町在住の方からノムラモミジの苗木百本が寄附され、地元白石地区や養老公園事務所とともに養老観瀑ノムラモミジ整備事業が行われ、苗木の一部を元正天皇行幸遺跡や不老ヶ池周辺に植樹されました。

ここで、次の点について質問いたします。

この養老観瀑ノムラモミジ整備事業はどのような事業で、今後、このイベントの事業で終わるのかどうか、また継続されるのか、お伺いいたします。

二点目といたしまして、このノムラモミジの由来と歴史についてお伺いします。

三点目、今までノムラモミジを植樹された本数、その植樹先は。四点目、植樹先も各方面に分かれていますと思いますが、その維持管理はどのようにされているのか、以上、質問内容といたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地恵元君）

野村議員の質問にお答えさせていただきます。

一三〇〇年祭の関連事業ということですので、私のほうから御回答させていただきます。

平成二十七年の養老改元一三〇〇年祭実行委員会の主催事業といたしまして、養老改元一三〇〇年祭プレイベントのオープニングとして記念いたしました、ノムラモミジの苗木を町内在住の個人から寄附していただき植樹した事業でございます。その年に実施したプレイベント事業の一つでありまして、今後、継続する事業ではございません。

春から秋にかけて長く紅葉を見せ、庭木として国内でも大変高い人気を誇るノムラモミジは、一六〇三年（慶長八年）に、織田河内守長孝、織田信長の弟、有楽斎の子ということになっております。当時、大墳、安久、豊を所領されておりました。養老観瀑の折に養老山中におきまして発見したことがその由来とされております。全国的に有名なこのノムラモミジが、四百年前、養老が原産であったことは、町民にとって大変大きな誇りと意義があるのではないかと言われております。

しかし、平成二十七年三月の植樹当時は、養老公園内の観瀑道路において養老ノムラモミジはほとんど残っておらず、由来地としての表示もなされていないような状態でございました。そのため、養老公園事務所及び地元白石区の方と連携しまして、養老公園内の園路におけるノムラモミジの植栽エリアの決定、また伐採、苗木の寄附採納、移植、保護、またノムラモミジの由来看板を設置しまして養老観瀑道路の整備を実施いたしました。

当事業に対しまして寄附されましたノムラモミジにつきまして、一・五メートルぐらいのものを百株いただきました。植栽エ

リアにつきましては、養老観瀑道路沿い、元正天皇行幸遺跡及び不動坂登り口から唐谷橋までが主な範囲でございます。

また、十本程度がこれに隣接します白石地内に植樹されました。養老公園内につきましては、養老公園事務所が管理されております。また、白石地内につきましては、地元白石区が管理をしていただいております。

さらに平成二十八年二月には、町内の事業者の方からも二百本の寄贈を受けました。そのうち百本につきましては、寄贈事業者によりまして、直江林道から直江滝沿い、また養老山登山道沿いに植栽していただいております。ほかには、広幡小学校に五本、上多度小学校に十本、笠郷小学校に三本、高田中学校に十本、上多度幼稚園に一本、池辺幼稚園に五本、笠郷幼稚園に三本、日吉幼稚園に二本、福祉作業所に五本、養老公園事務所に十本、養老公園内の旅館等に十本を配付いたしております。残っているノムラモミジにつきましては、寄贈事業者に預かっていただいております。

管理状況でございますが、林道沿いに植栽しましたもの、また公共施設等に植栽した分につきましては、その管理者に管理を行っていただいております。また、寄贈先につきましては、所有者に管理をしていただいております。一部、残っている分でございますが、現在、預かっている事業者等で管理をしていただいておりますのが現状でございます。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） 今、歴史とノムラモミジの価値観を述べていただきました。

寄附していただいた方と直接お話しする機会がありまして、そ

の思いはお聞きしました。寄附していただいた方は、養老町文化財保護協会の会員でございます。その思いは、四百年も前に我が養老が原産地であったということは、養老町民にとって非常に誇りと意義があるということで、この一三〇〇年祭を契機に、将来に引き継がなければならないというふうにおっしゃっておみえになりました。

また、移植先は公共機関が多いんですけれども、これから大事にこの養老モミジの歴史を継承されて、今後、五十年、百年と、これは七変木というらしいんですけれども、春から夏、秋と各色が変わるということで、そこら辺も学生の人に認識していただくとよいかと思えます。

このノムラモミジは、先ほど織田河内守長孝のお名前が出たんですけれども、この織田河内守長孝という方は、この息子さんですが、関ヶ原合戦に功を得まして、大塚村から揖斐大野の、これは野村と言うんですけれども、そちらのほうに一万石加増されまして、そちらのほうに転封されて、そちらへノムラモミジを一緒に持って行ってそこで随分と有名になって、今現在、揖斐大野の文化財になっております。

それでこのノムラモミジは、大垣市では、松尾芭蕉の俳人の門下生が句や俳句に詠んでおみえになりまして、これも全国に広げてまいったところでございます。

ここで提案ですが、ノムラモミジを一つの御縁にして、養老圏域、大垣市、関ヶ原は関ヶ原の戦いも含まれますし、揖斐大野はこのノムラモミジの織田家の移封というところ、養老町はノムラモミジの原産地というところで、西濃圏域の広域を含めた活性化で、一つグループをつくられてはどうかと思います。

あと、先ほどこのプレイベントは行わないということでございます

ますが、先ほど移植されました意向をお聞きしまして、この一三〇〇祭の数字に合わせて養老ノムラモミジを養老公園、また町内外、県内外を問わずに千三百本の苗木を植樹したらいかがでしょうか、提案いたします。

また、いよいよ（仮称）養老インターチェンジも開通します。まさに養老インターチェンジは養老町の玄関になります。この養老インターチェンジ全体にこのノムラモミジと桜の植栽を提案いたしますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） まず植樹場所、養老公園ということをお提案いただきました。

公園につきましては、今県営公園でありまして、都市公園ということもあります。県の事業計画の中で検討していただく必要がございます。

昨年度から県営四公園の具体的な今後の方向性を模索します岐阜県都市公園活性化懇談会というのが開催されております。養老公園もその一つとしてしまして、戦略や展開を議論するため、町長もその委員として出席させていただいております。そこで最終的にまとめられました県営公園の活性化ビジョンとも整合性も図りながら、養老公園につきましては、進めていく必要があるかというふうに考えております。

あと西濃圏広域化ということで提案、植樹というようなお話もございました。

西濃圏の広域化等につきましては、そういったモミジの植樹をする検討の機会があれば、情報提供という形で広域的な展開を図ってまいりたいかなというふうに考えております。

また、仮称の養老インターへの植栽につきましては、既に国の

ほうにそういった要望をいたしておりますが、落葉樹は維持管理上好ましくないというような御返答をいただいております。そういったことで、養老改元一三〇〇年祭、本祭の事業の中で、ノムラモミジの植栽、千三百本という大変多い数なんですけれども、現時点では、町内外とか県内外を問わず、少し難しいというふうに考えております。

〔八番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） 今、細かに答弁していただきました。少しでもノムラモミジが後世に引き継ぎができますように、各手段をとっていただきまして、よろしくお願いいたしまして、次の質問いたします。

それでは、次の質問に入ります。

いよいよ改元一三〇〇年祭もカウントダウン、あと八十九日となりました。養老改元一三〇〇年祭は、三月二十日の若水取りから始まり、十二月二十三日のクロージングセレモニーまで二百七十九日間、各種イベントも、春、養老自然回廊、夏、夢幻回廊、秋は養老歴史回廊とまさに百花繚乱であります。この養老改元一三〇〇年祭に積極的に参加して盛り上げようと具体的な意見として、これは仮の名前ですが、山賊汁を振る舞う提案をいただきました。

この提案について具体的な質問をいたします。

まずこの山賊汁を振る舞う日時、それからどれぐらいの人数か、あと会場はどのように開催するか、執行部の考えをお聞きいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） これにつきましても、具体

的な一三〇〇年祭の事業内容ですので、私のほうから御回答させていただきます。

山賊汁を振る舞うというような提案ということでお答えさせていただきます。

イベント、十月後半から十一月上旬にかけて開催する「養老改元フェスタ」、ここが人が一番集まるメインの行事と計画させていただいております。天候に恵まれば、十一月三日の文化の日が最も人数が見込めるのではないかなというふうに推測しております。

ことしの十一月十二、十三日、両日に開催しました養老改元プレフェスタでも天候に恵まれ、両日で推計ですが、六万人が訪れたと言われております。会場は養老公園一帯をメインといたしまして、経費につきましては、今、実行委員会組織を立ち上げておりますので、養老改元一三〇〇年祭実行委員会の予算として事業を考えております。

二十年ほど前でございますが、産業フェスタといったイベントで町の総合体育館の多目的広場をメイン会場といたしまして、豚汁を養老町の観光協会のほうが無料で振る舞ったということを記憶してございます。

そのときは、岐阜県が保有しておりました大鍋をお借りしまして実施したわけでございます。現在、県の農政関係の部署に千人鍋というようなものをお借りして実施したいと、貸し出し用があるかどうかを確認しましたが、現在はそういったものはないということでした。残念ながら見当たりませんでした。リースという形もございますが、大変経費がかかると思われます。

昨年行った養老親孝行ふるさとフェスタ、ことし開催した養老改元フェスタでは、出店者に出店料をいただいております。片や

有料、片や無料といったことで公平性を欠きますし、営業を行っている方に不利益が生じる可能性がありますので、町、また実行委員会で振る舞うのではなく、個々で、もしくは団体の方が一出店者としてそういった山賊汁を提供していただくとうろしいかと考えております。経費につきましても、他の出店者と同様に個々で対応していただきたいというふうに考えています。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） 今、これ（仮称）山賊汁ということで、名前はまだ決まっていませんけれども、それにかかわる経費とか、今人数は千人鍋というふうにお聞きしました。これは千人というふうで単位が千人ということで千人か二千人か三千人になるかは、これから検討する余地があると思いますが、六万人がお見えになった、その中の一千人、二千人と、もうパーセントにすると非常に小さな数字であります。

このときに提案していただいたのは、（仮称）山賊汁の具材は、ジビエ、これは地元と言ったらなんですけど、イノシシ、鹿、それから具材の野菜は大根、ニンジン、ゴボウ、ネギ、シイタケ、里芋など、地元産のものを使うというところで地産地消であります。肝心なことは、先ほど最初に述べましたように、いかに皆さんに参画していただくかというところで、まずこの具材を種まきから栽培、収穫、調理、接待まで、いかに大勢の方にかかわっていただくかあります。これは今後、きょうの答弁をいただきまして、提案者のほうと協議させていただきます。

次に、これは最後の質問になります。若干方向が違うんですが、養老改元イベント計画実行委員会のパンフレットの中

で、各予定ですね。七月には東海自然歩道連絡協議会の総会、八月には日本の森・滝・渚全国協議会総会、これは予定というところでもわかりましたら、今の段階で結構ですので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 今、再質問をいただきました。

より多くの方ということで、現在町では、町民と行政との協働でまちづくりを進めております。養老改元一三〇〇年祭につきましても、その理念に基づきまして、町民の方と一緒にさせていただくことで実行委員会を組織し、取り組んでいるところでございます。

議員が提案される大勢の方に携わっていただくという全員参加型といいますか、まさにそのとおりだというふうに思います。

また、地産地消につきましても、食育等で推進しながらというような施策だと思います。

今から千人鍋で協力していただける方とか、ジビエの肉につきましては、少し解体作業も複雑と推測されますし、野菜等の具材の提供、種をまく時期から収穫まで、事前に準備をそういった方にはお願い、協力したいというふうに考えております。

しかしながら、調理して提供するだけではないに、お米とか野菜、その他果物、そういったものを販売し、養老町の農産物等を町外の方に知ってもらおうのも大切だというふうに考えております。最近では農産物の即売が少なくなつたのではないかといたつたような御意見も頂戴しておりますので、軽トラックや近くの方にはリアカーでなんかで運んでいただいて、泥つきの新鮮なものをそのまま販売できるコーナーとか、また特産品、加工品、そういった

コーナーを設けてはどうかと思っておりますので、町商工会やＪＡ西美濃などと連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

あともう一点は、パンフレットに載っていないような行事とおっしゃっていましたが、六月に広報に折り込んだ実行委員会のカラーのパンフレットだったというふうに思いますけれども、予定欄にある中でございますけれども、わかる範囲で、現在、養老改元一三〇〇年祭実行委員会の中で、個々の事業計画の詳細は検討をさせていただいております。

そのほかにも、例えば日本の森・滝・渚全国協議会の総会など、各関係市町村の首長が参加される大会や、全国規模の大会を三つ開催いたします。

いずれにいたしましても、町民の方々が、全員何らかの形で参加していただける養老改元一三〇〇年祭の本祭にしていきたいと考えております。以上でございます。

〔八番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 八番 野村永一君。

○八番（野村永一君） 私の思いは、この養老改元一三〇〇年祭が大成功に終わることを御祈念申し上げまして、一般質問といたします。終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、八番 野村永一君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす十二月二十二日木曜日、午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございます。

（散会時間 午後一時三十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年十二月二十一日

議長 吉 田 太 郎

議員 松 永 民 夫

議員 林 輝 見